

評価の基本方針

中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する
 評価を通じて法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す
 法人の業務運営の向上・改善に資する
 都民への説明責任を果たす
 教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う

公立大学法人首都大学東京

業務実績報告書の作成

業務実績報告書については、おおむね以下のとおり作成するよう求める。

年度計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、業務実績報告書を作成する。年度計画の各項目の達成状況を4段階で自己評価し業務実績報告書に記載する。

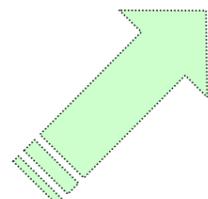
なお、特筆すべき事項があれば特記事項として、記載する。評語については、おおむね以下の考え方を基準とする。

- A...年度計画を当初予定より上回って実施している
（特に優れた実績を上げているもの）
- B...年度計画を当初予定どおり実施している
（達成度がおおむね90%以上と認められるもの）
- C...年度計画の実施状況が、当初予定を下回っている
（達成度がおおむね60%以上90%未満と認められるもの）
- D...年度計画の実施状況が、当初予定を大幅に下回っている。
若しくは、年度計画を実施していない
（達成度が60%未満と認められるもの）

自己点検・評価の実施

事業年度の業務実績について、自己点検・評価を実施する。

業務実績報告書提出



評価の参考資料として提出

評価結果（案）
（提示）



意見
（申し出）

東京都地方独立行政法人評価委員会
公立大学分科会

評価方法

項目別評価

公立大学分科会による検証

項目別評価を実施するにあたって、法人から提出された業務実績報告書などを基に検証を行う。検証にあたっては、法人とのヒアリングを実施する。

公立大学分科会による評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、事業の進捗状況・成果を年度計画の大項目ごとに1～4の4段階で評価する。

- 1...年度計画を順調に実施している
- 2...年度計画をおおむね順調に実施している
- 3...年度計画を十分に実施できていない
- 4...業務の大幅な見直し、改善が必要である
（分科会が特に認める場合）

教育研究に関する事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。専門的観点からの項目別評価は行わない。なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

全体評価

公立大学分科会による評価

項目別評価結果を踏まえて、法人の中期計画の進行状況全体について記述式により評価する。特に、大学改革を推進するための取組みについては、積極的に評価する。

法人
業務運営の
改善に反映

評価結果通知

都
翌々年度
予算等に反映

都知事への
評価結果の報告

評価結果決定

評価結果の
公表

東京都地方独立行政法人評価委員会

公立大学法人首都大学東京の各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び評価方法

平成18年 2月 27日
東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会決定

公立大学法人首都大学東京（以下「法人という。」）の各事業年度の業務実績評価（年度評価）は以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。

1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- (2) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- (4) 都民への説明責任を果たす。
- (5) 教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。

2 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」、「全体評価」により実施する。業務実績報告書の様式は公立大学分科会が別に指定する。

(1) 業務実績報告

業務実績報告書の作成については、おおむね以下のとおり作成するよう求める。

法人は、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえて、年度計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、業務実績報告書を作成する。作成にあたっては、年度計画各項目の業務実績とともに、当該項目の達成状況を各項目ごとにA～Dの4段階で自己評価し、業務実績報告書に記載する。

なお、特筆すべき事項があれば特記事項として、記載する。

評語については、おおむね以下の考え方を基準とする。

- A...年度計画を当初予定より上回って実施している。
(特に優れた実績を上げているもの)
- B...年度計画を当初予定どおり実施している。
(達成度がおおむね90%以上と認められるもの)
- C...年度計画の実施状況が当初予定を下回っている。
(達成度がおおむね60%以上90%未満と認められるもの)
- D...年度計画の実施状況が当初予定を大幅に下回っている。若しくは、年度計画を実施していない。
(達成度が60%未満と認められるもの)

(2) 項目別評価

業務実績の検証

項目別評価を実施するにあたって、法人から提出された業務実績報告書等を基に検証を行う。

検証は、法人とのヒアリングにより実施する。

業務実績の評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、事業の進捗状況・成果を年度計画の大項目ごとに1～4の4段階で評価する。

- 1...年度計画を順調に実施している。
- 2...年度計画をおおむね順調に実施している。
- 3...年度計画を十分に実施できていない。
- 4...業務の大幅な見直し、改善が必要である。(公立大学分科会が特に認める場合)

なお、教育研究に関する事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。専門的観点からの項目別評価は行わない。なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

(3) 全体評価

項目別評価結果を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について記述式により評価する。特に大学改革を推進するための取組みについては積極的に評価する。

3 評価結果の決定

評価結果の決定は以下のとおり行う。

公立大学分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価結果をとりまとめ、評価結果(案)を作成する。

評価結果(案)を法人に示すとともに、評価結果(案)に対する意見申し出の機会を法人に付与する。

法人からの意見申し出を踏まえ、公立大学分科会において評価結果(最終案)を作成する。

東京都地方独立行政法人評価委員会において、評価結果を決定する。

東京都地方独立行政法人評価委員会が、評価結果を知事に報告するとともに、法人に通知する。

4 評価業務スケジュール

事項	時期	
年度終了	3月末	年度事業の終了(法人)
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成(法人)
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出(法人) (年度終了後、3ヶ月以内に提出)
評価	7月～8月	業務実績検証(法人とのヒアリング) 財務諸表検証 評価結果(案)作成 法人からの意見申し出機会の付与 評価結果(最終案)作成 評価結果の決定(東京都地方独立行政法人評価委員会)
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表意見表明、財務諸表承認 議会報告(評価結果報告)及び公表

5 その他

本評価方針及び評価方法については、各事業年度の業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、本分科会において見直すことができる。